

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正により、県の条例において、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めることとされたことに伴い、滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者は、営業所に置く浄化槽管理士に対し、知事が指定する浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととします。（第12条関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 (登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項または第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>第11条第2項に規定する</u>浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号およびその者が<u>専任する</u>営業区域に係る市町名</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人(県内の市町の住民基本台帳に記録されている者を除く。)にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその<u>登記簿の謄本</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>第5条～第11条 省略 (業務の実施等)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略 (新設)</p>	<p>第1条～第3条 省略 (登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項または第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>第11条第1項の規定により置く</u>浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号およびその者が<u>担当する</u>営業区域に係る市町名</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 個人(県内の市町の住民基本台帳に記録されている者を除く。)にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその<u>登記事項証明書</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>第5条～第11条 省略 (業務の実施等)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>浄化槽保守点検業者は、第4条第1項第5号に規定する浄化槽管</u></p>

第13条以下 省略

理士に対し、第3条第2項の登録の有効期間内に1回以上、浄化槽の保守点検に関する知識および技能の向上を図るための研修であつて、知事が指定するものを受けさせなければならない。

第13条以下 省略